

はじめに

それほどしょっちゅうではないのですが、私がテレビやラジオに出演して話をする
と、すぐにネット上で、

「また陰謀論か」

「妄想もいかげんにしろ」

「どうしてそんな偏った物の見方しかできないんだ」

などと批判されることが、よくあります。

あまりいい気持ちはありませんが、だからといって腹は立ちません。

自分が調べて本に書いている内容について、いちばん「本当か？」と驚いているの
は、じつは私自身だからです。

「これが自分の妄想なら、どんなに幸せだろう」

いつもそう思っているのです。

事実か、それとも「特大の妄想」か

けれども本書をお読みになればわかるとおり、残念ながらそれらはすべて、複数の公文書によって裏付けられた、疑いのようなない事実ばかりなのです。

ひとつ、簡単な例をあげましょう。

以前、田原総一朗さんのラジオ番組（文化放送「田原総一朗 オフレコ！」）に出演し、米軍基地問題について話したとき、こんなことがありました。ラジオを聞いていたリスナーのひとりから、放送終了後すぐ、大手ネット書店の「読者投稿欄」カスターマールレビューに次のような書き込みがされたのです。

★☆☆☆☆「星1つ」 UFO博士か？

なんだか、UFOを見たとか言ってる、騒いでいる、妄想ですね。先ほど、ご本人が出演したラジオ番組を聞きましたが（略）なぜ、米軍に「日本から」出て行って欲しいというのかも全く理解できないし、「米軍」基地を勝手にどこでも作れるという

特大の妄想が正しいのなら、（略）東京のど真ん中に米軍基地がないのが不思議
「なのでは」？

もし私の本を読まずにラジオだけを聞いていたら、こう思われるのは、まったく当然の話だと思います。私自身、たった七年前にはこのリスナーとほとんど同じようなことを考えていたので、こうして文句をいいたくなる人の気持ちとはとてもよくわかるのです。

けれども、私がこれまでに書いた本を一冊でも読んだことのある人なら、東京のまましく「ど真ん中」である六本木と南麻布に、それぞれ非常に重要な米軍基地（六本木ヘリポート）と「ニューサンノー米軍センター」があることをみなさんよくご存じだと思います（↓89ページ）。

そしてこのあと詳しく見ていくように、日本の首都・東京が、じつは沖縄と並ぶほど米軍支配の激しい、世界でも例のない場所だということも。

さらにもうひとつ、アメリカが米軍基地を日本じゅう「どこにでも作れる」というの

も、残念ながら私の脳が生み出した「特大の妄想」などではありません。

なぜなら、外務省がつくった高級官僚向けの極秘マニユアル（『日米地位協定の考え方増補版』一九八三年二月）のなかに、

- アメリカは日本国内のどんな場所でも基地にしたいと要求することができる。
- 日本は合理的な理由なしにその要求を拒否することはできず、現実に提供が困難な場合以外、アメリカの要求に同意しないケースは想定されていない。

という見解が、明確に書かれているからです。

つまり、日米安全保障条約を結んでいる以上、日本政府の独自の政策判断で、アメリカ側の基地提供要求に「NO」ということはできません。

そう日本の外務省がはつきりと認めているのです。

北方領土問題が解決できない理由

さらにこの話にはもつとひどい続きがあつて、この極秘マニユアルによれば、そうし

た法的権利をアメリカが持つている以上、たとえば日本とロシア（当時ソ連）との外交交渉には、次のような大原則が存在するというのです。

- だから北方領土の交渉をするときも、返還された島に米軍基地を置かないといふ、う、う、うな約束をしてはならない。*註1

こんな条件をロシアが呑むはずないことは、小学生でもわかるでしょう。

そしてこの極秘マニユアルにこうした具体的な記述があるということは、ほぼ間違いなく日米のあいだに、この問題について文書で合意した非公開議事録（事実上の密約）があることを意味しています（第四章・五章参照）。

したがって、現在の日米間の軍事的関係が根本的に変化しない限り、ロシアとの領土問題が解決する可能性は、じつはゼロ。ロシアとの平和条約が結ばれる可能性もまた、ゼロなのです。

たとえ日本の首相が何か大きな決断をし、担当部局が頑張つて素晴らしい条約案をつくつたとしても、最終的にはこの日米合意を根拠として、その案が外務省主流派の手で

握り潰されてしまうことは確実です。

二〇一六年、安倍晋三首相による「北方領土返還交渉」は、大きな注目を集めました。なにしろ、長年の懸案である北方領土問題が、ついに解決に向けて大きく動き出すのではないかと報道されたのですから、人々が期待を抱いたのも当然でしょう。

ところが、日本での首脳会談（同年二月二五日・二六日）が近づくとつれ、事前交渉は停滞し、結局なんの成果もあげられませんでした。

その理由は、まさに先の大原則にあったのです。

官邸のなかには一時、この北方領土と米軍基地の問題について、アメリカ側と改めて交渉する道を検討した人たちもいたようですが、やはり実現せず、結局一月上旬、モスクワを訪れた元外務次官の谷内正太郎やちしやうたろう国家安全保障局長から、

「返還された島に米軍基地を置かないという約束はできなから」

という基本方針が、ロシア側に伝えられることになったのです。

その報告を聞いたプーチン大統領は、一月一九日、ペルー・リマでの日口首脳会談の席上で、安倍首相に対し、

「君の側近が『島に米軍基地が置かれる可能性はある』と言ったそうだが、それでは交

渉は終わる」

と述べたことがわかっています（「朝日新聞」二〇一六年二月二六日）。

ほとんどの日本人は知らなかったわけですが、この時点ですでに、一カ月後の日本で領土返還交渉がゼロ回答に終わることは、完全に確定していたのです。

もしもこのとき、安倍首相が従来の日米合意に逆らって、

「いや、それは違う。私は今回の日口首脳会談で、返還された島には米軍基地を置かないと約束するつもりだ」

などと返答していたら、彼は、二〇一〇年に普天間基地ふてんまの沖縄県外移設を唱えて失脚した鳩山由紀夫首相（当時）と同じく、すぐに政権の座を追われることになったでしょう。

「戦後日本」に存在する「ウラの掟」

私たちが暮らす「戦後日本」という国には、国民はもちろん、首相でさえもよくわかっていないそうした「ウラの掟」が数多く存在し、社会全体の構造を大きく歪ゆがめてしまっています。

そして残念なことに、そういう掟のほとんどは、じつは日米両政府のあいだではなく、米軍と日本のエリート官僚のあいだで直接結ばれた、占領期以来の軍事上の密約を起源としているのです。

私が本書を執筆したのは、そうした「ウラの掟」の全体像を、「高校生にもわかるように、また外国の人にもわかるように、短く簡単に書いてほしい」という依頼を出版社から受けたからでした。

また、『知ってはけなす』というタイトルをつけたのは、おそらくほとんどの読者にとって、そうした事実を知らないほうが、あと一〇年ほどは心穏やかに暮らしているはずだと思ったからです。

なので大変失礼ですが、もうかなりご高齢で、しかもご自分の人生と日本の現状にほぼ満足しているという方は、この本を読まないほうがいいかもしれません。

けれども若い学生のみなさんや、現役世代の社会人の方々は、そうはいきません。みなさんが生きている間に、日本は必ず大きな社会変動を経験することになるからです。

私がこれからこの本で明らかにするような九つのウラの掟(全九章)と、その歪みが

もたらす日本の「法治国家崩壊状態」は、いま沖縄から本土へ、そして行政の末端から政権の中核へと、猛烈な勢いで広がり始めています。

今後、その被害にあう人の数が次第に増え、国民の間に大きな不満が蓄積された結果、「戦後日本」というこれまで長くつづいた国のかたちを、否応なく変えざるをえない日が必ずやってきます。

そのとき、自分と家族を守るため、また混乱のなか、それでも価値ある人生を生きるため、さらには無用な争いを避け、多くの人と協力して新しくフェアな社会をいちからつくっていくために、ぜひこの本を読んでみてください。

そしてこれまで明らかにされてこなかった「日米間の隠された法的関係」についての、全体像に触れていただければと思います。

(本書の内容をひとりでも多くの方に知っていただくため、漫画家の、ぼうごなつこさんにお願ひして、各章のまとめを扉ページのウラに四コマ・マンガとして描いてもらいました。全部読んでも三分しかかきませんので、まずはマンガから九章分通して読んでいただいてもけっこうです。商業目的以外でのこのマンガの使用・拡散は、次のサイ

トから自由に行ってください。[アドレス→ <https://goo.gl/EZij2e>]

*註1

原文は次の通り。「このような考え方からすれば、例えば北方領土の返還の条件として「返還後の北方領土には施設・区域〔「米軍基地」を設けない」との法的義務をあらかじめ一般的に日本側が負うようなことをソ連側と約することは、安保条約・地位協定上問題があるということになる」(「日米地位協定の考え方 増補版」一九八三年二月／『日米地位協定の考え方・増補版——外務省機密文書』所収二〇〇四年 高文研)